

5分で読める

ちょっと役に立つ

一時所得になる
死亡保険金
満期保険金
こども保険のお祝金

覚えておこう

一時所得になる死亡保険金

一時所得になる死亡保険金の契約形態は

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
A	B	A
例えば夫	例えば妻	例えば夫

契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合です。

死亡保険金と死亡時までの払込保険料

死亡保険金	1,000万円
死亡時までの払込保険料	200万円

一時所得はいくらになるか？

一時所得の計算式

$$\text{総収入金額} - \text{払込保険料} - 50\text{万円 (特別控除額)} = \text{一時所得}$$
$$1,000\text{万円} - 200\text{万円} - 50\text{万円} = 750\text{万円}$$

この方に他に所得——例えば給与所得が400万円あるとします。
この場合に一時所得の1/2と給与所得を合算が総所得になります。

$$750\text{万円 (一時所得)} \times 1/2 + 400\text{万円 (給与所得)} = 775\text{万円}$$

この総所得から社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を引いた金額が課税所得になります。

それに税率を掛けて所得税を算出します。

覚えておこう

一時所得になる満期保険金 その1

一時所得になる満期保険金の契約形態は

契約者	被保険者	満期保険金受取人
A	B	A
例えば夫	例えば妻	例えば夫

契約者と満期保険金受取人が同一人の場合です。

満期保険金と満期時までの払込保険料

満期保険金	500万円
満期時までの払込保険料	400万円

一時所得はいくらになるか？

$$\text{総収入金額} - \text{払込保険料} - 50\text{万円 (特別控除額)} = \text{一時所得}$$
$$500\text{万円} - 400\text{万円} - 50\text{万円} = 50\text{万円}$$

この方に他に所得——例えば給与所得が400万円あるとします。

この場合に一時所得の1/2と給与所得を合算が総所得になります。

$$50\text{万円 (一時所得)} \times 1/2 + 400\text{万円 (給与所得)} = 425\text{万円}$$

この総所得から社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を引いた金額が課税所得になります。

それに税率を掛けて所得税を算出します。

覚えて おこう

一時所得になる満期保険金 その2

・契約形態は3頁と同じです。ただし、損益通算をする場合です。

①満期保険金と満期時までの払込保険料

満期保険金	700万円
満期時までの払込保険料	400万円

②中途解約金と解約時までの払込保険料

中途解約金	200万円
解約時までの払込保険料	400万円

①の満期保険金と払込保険料の差額はプラス100万円。

②の中途解約金と払込保険料の差額はマイナス200万円。

この場合の一時所得はいくらになるか？

①の満期保険金の損益を計算します。

$$700万円 - 400万円 = 300万円 (利益)$$

②の中途解約金の損益を計算します。

$$200万円 - 400万円 = \blacktriangle 200万円 (損失)$$

①と②の損益を通算します。

$$\text{①} - \text{②} = 300万円 - 200万円 = 100万円 (利益)$$

この利益に対し、特別控除額(50万円)を引きます。

$$\text{一時所得} = 100万円 - 50万円 (特別控除額) = 50万円。$$

この方に他に所得——例えば給与所得が400万円あるとします。

この場合に一時所得の1/2と給与所得を合算が総所得になります。

$$50万円 (一時所得) \times 1/2 + 400万円 (給与所得) = 425万円$$

覚えておこう

一時所得になる満期保険金 その3

・契約形態は3頁と同じです。ただし、すべて損の場合です。

①中途解約金と解約時までの払込保険料

中途解約金	200万円
解約時までの払込保険料	400万円

②中途解約金と解約時までの払込保険料

中途解約金	100万円
解約時までの払込保険料	200万円

①の中途解約金と払込保険料の差額はマイナス200万円。

②の中途解約金と払込保険料の差額はマイナス100万円。

この場合の一時所得はいくらになるか？

①の満期保険金の損益を計算します。

$$200万円 - 400万円 = \blacktriangle 200万円 (損失)$$

②の中途解約金の損益を計算します。

$$100万円 - 200万円 = \blacktriangle 100万円 (損失)$$

①と②の損の合計額は▲300万円。

一時所得は0円です。

この方に他に所得——例えば給与所得が400万円あるとします。

この場合に▲300万円を給与所得から引くことはできません。

覚えておこう

一時所得になる満期保険金

一時所得になる満期保険金の契約形態は

契約者	被保険者	満期保険金受取人
A	A	A
例えば夫	例えば夫	例えば夫

契約者と被保険者と満期保険金受取人が同一人の場合です。

満期保険金と満期時までの払込保険料

満期保険金	500万円
満期時までの払込保険料	400万円

一時所得はいくらになるか？

$$500万円 - 400万円 - 50万円 = 50万円$$

この方に他に所得——例えば給与所得が400万円あるとします。
この場合に一時所得の1/2と給与所得を合算が総所得になります。

$$50万円(一時所得) \times 1/2 + 400万円(給与所得) = 425万円$$

この総所得から社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を引いた金額が課税所得になります。

それに税率を掛けて所得税を算出します。

覚えて おこう

一時所得になる こども保険のお祝い金

一時所得になるこども保険の契約形態は

契約者	被保険者	お祝い金受取人
A	B	A
例えば 夫	例えば 子ども	例えば 夫

契約者とお祝い金受取人が同一人の場合です。

お祝い金を受け取るたびに夫の一時所得になります。

お祝い金とそれまでの払込保険料

6歳時お祝い金	30万円
12歳時お祝い金	50万円
払込保険料(毎月1万円)	年間12万円

一時所得はいくらになるか？

一時所得の計算式 = お祝い金 - その時までの払込保険料
- その時までに受け取ったお祝い金 - 50万円

- ・ 6歳時にお祝い金30万円を受け取る時の一時所得は
30万円(お祝い金) - (12万円[保険料] × 6年) - 50万円 = ▲92万円。
- ・ 12歳時にお祝い金50万円を受け取る時の一時所得は
50万円(お祝い金) - (12万円 × 12年[保険料] - 20万円[6歳時のお祝い金]) - 50万円 = ▲124万円。
両方ともマイナスなので一時所得は0円です。

